

奨学金給付規程

第1章 総則

公益財団法人ミツタカ(以下「この法人」という)定款第4条に基づき、この規程を定める。

(奨学生の資格)

第1条 この法人の奨学生となるものは、埼玉県内の児童養護施設で生活していて、県内の高等学校に在籍している学生生徒及び、高等学校卒業程度認定試験に合格したもので、学業に情熱を抱き、人物としても真面目で優秀であって、学資の支弁が困難と認められるものでなければならない。

(奨学生の種類)

第2条 奨学生の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 大学1年生
- (2) 短期大学1年生
- (3) 専門学校1年生

(奨学金の給付期間および金額)

第3条 奨学金を給付する期間は1年間とし、正規の最短就業年限まで継続して給付することは妨げない。

2 前項の期間中に給付する奨学金の額は、次のとおりとする。

- (1) 大学生 月額30,000円
- (2) 短期大学生 月額30,000円
- (3) 専門学校生 月額30,000円

第2章 奨学生の採用と奨学金の給付

(奨学生願書および奨学生推薦書の提出)

第4条 奨学生志望者は、この法人あての奨学生願書に養護施設施設長の推薦書および在学証明書を添えて、この法人に提出するものとする。

(奨学生の採用)

第5条 奨学生の採用は、奨学生選考委員会の選考を経て、代表理事が決定し、その結果は、養護施設施設長を経て本人に通知する。

(奨学金の給付)

第6条 奨学金は、毎月一定日に給付するものとし、特別の事情があるときは2ヶ月分以上を合わせて給付することができる。

2 奨学金の給付は、直接本人に送金して行うものとする。

(学業成績および生活状況の報告)

第7条 奨学生は毎年度末に学業成績表、生活状況報告書、および在学証明書を代表理事あてに提出しなければならない。

(異動届出)

第8条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、直ちに届け出なければならない。

- (1) 休学、復学、転学、留年、または退学したとき
- (2) 停学その他の処分を受けたとき
- (3) 氏名、住所等を変更したとき
- (4) 3ヶ月以上の長期に渡り留学するとき

(奨学金の停止)

第9条 奨学生が休学等し、または長期にわたって欠席したときは、奨学金の給付を停止する。

(奨学金の復活)

第10条 前条の規定により奨学金の給付を停止された者が、その事由が止んで在学学校長等を経て願い出たときは、奨学金の給付を復活することがある。

(奨学金の廃止)

第11条 奨学生が次の各号に該当すると認めるときは、在学学校長等の意見を徴して奨学金の給付を廃止する。

- (1) 傷痍疾病などのため成業の見込みがなくなったとき
- (2) 学業成績または操行が不良となったとき
- (3) 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- (4) 当財団が定める書類等を期日までに提出しないとき
- (5) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき
- (6) 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき
- (7) その他第1条に規定する奨学生としての資格を失ったとき

(奨学金の辞退)

第12条 奨学生はいつでも、在学学校長等を経て、奨学金の辞退を申し出ることができる。

第3章 奨学生の指導

(奨学生の指導)

第13条 奨学生の資質の向上を図るため、学業成績および生活状況に応ずる適切な指導を行うものとする。

第4章 補則

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

(実施細目)

第15条 この規程の実施について必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、令和2年2月27日公益財団法人ミツタカ設立日から施行する。

(令和2年2月22日理事会議決)